

入札説明書

件名 地方独立行政法人長崎市立病院機構 個人未収金回収業務委託

地方独立行政法人長崎市立病院機構

令和7年9月

この入札説明書は、地方独立行政法人長崎市立病院機構契約規程（平成 24 年規程第 52 号、以下「契約規程」という。）、本件の調達に係る公告（以下「公告」という。）のほか、当機構が発注する調達契約に関し、制限付一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
- (2) 件名の仕様
- (3) 履行場所
- (4) 履行期間

} 別添「仕様書」のとおり

2 入札及び開札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、図面、別記様式の契約書案及び規則を熟知の上、入札をしなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、仕様書等に対する質問書の提出により説明を求めることができる。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、本機構所定の入札書、入札金額内訳書及び委任状（別添）を使用すること。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した別添様式による入札書及び入札金額内訳書を郵送により提出しなければならない。
 - ア 件名 地方独立行政法人長崎市立病院機構 個人未収金回収業務委託
 - イ 入札金額及び成功報酬率
 - ウ 入札参加者の住所、商号又は名称、入札者氏名及び押印（外国人にあっては、署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。）
 - エ 代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、商号又は名称、入札者氏名（代理人の氏名）及び押印
- (5) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本通貨による表示とし、総額（消費税及び地方消費税額抜き）で記載すること。
- (6) 入札参加者又はその代理人の入札金額及び成功報酬率は、業務にかかる委託報酬額のほか、郵送費、保険料等、業務履行に要する一切の諸経費を含め入札金額および成功報酬率を見積もること。
- (7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (8) 入札書等指定された書類（以下「入札書等」という。）は、ペン又はボールペン（えんぴつ及び消せるボールペンなど訂正が容易にできる筆記用具の使用は不可）を使用すること。
- (9) 入札参加者又はその代理人は、入札書及び入札金額内訳書を作成し、当該入札書及び入札金額内訳書を封書(内封筒)に入れ、かつ、その封皮に入札の日付(開札日)、件名、入札参加者の氏名（法人にあっては、その商号又は名称）を記載し、公告に示した提出期間、郵送方法により提出すること。なお、その他の方法による入札は認めない。
- (10) 郵便の事故等いかなる理由であっても提出期限を過ぎて到着した入札書等は無効とする。

- (11) 到達した入札書等は、書換え、引換え又は撤回することはできない。
- (12) 入札書の到着の有無の問い合わせには一切応じない。
- (13) 郵便入札に係る費用については、開札の結果にかかわらず入札参加者の負担とする。
- (14) 開札日時及び場所は、公告に示したとおりとする。
- (15) 入札参加者又はその代理人から提出された書類を本機構の審査基準に照らし、採用し得ると判断した者のみを落札決定の対象とする。
- (16) 入札執行者は、入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又は中止することがある。
- (17) 入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由とし異議を申し立てることはできない。
- (18) 入札参加者又はその代理人は開札に立ち会うことができる。ただし、代理人が立ち会う場合は、委任状を提出しなければならない。また、この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (19) 開札した場合においては、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。
- (20) 再度の入札を行う場合、調達責任者は、直ちに第 1 回目の最低入札価格、入札書の提出期限、開札日時及び場所を指定し、入札参加者またはその代理人に通知する。
- (21) 委託予定の件数は 651 件、金額は 17,244,100 円とし、回収想定率は 30 パーセントとする。入札金額は委託予定個人未収金額に回収想定率を乗じた金額に成功報酬率を乗じた金額（1 円未満の端数がある場合はその端数を切捨てた金額）とし、その額を入札金額（消費税及び地方消費税額抜き）として記載する。なお、委託予定債権の詳細については、入札説明書の別記 3 に示すとおりとする。

3 無効の入札書

次の各号のいずれかに該当する入札書は、これを無効とする。

- (1) 契約規程第 10 条第 1 項第 1 号から第 8 号のいずれかに該当するとき
- (2) 件名、入札金額および成功報酬率のない入札書
- (3) 入札参加者の住所、商号又は名称、入札者氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (4) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、商号又は名称、入札者氏名（代理人の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書
- (5) 件名に重大な誤りのある入札書
- (6) 入札金額及び成功報酬率の記載が確認できない入札書
- (7) 入札金額及び成功報酬率を訂正した入札書
- (8) 一つの入札について同一の者がした二以上の入札書
- (9) 再度入札において、初回の入札に参加しなかった者及び無効となる入札をした者の入札書
- (10) 再度入札において、初回の最低入札価格以上の価格で行った入札書
- (11) 公告等において示した入札書の提出期限までに到達しなかった入札書
- (12) 公正な価格を害し、または不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
- (13) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札書

4 落札者の決定

- (1) 入札回数は、2 回までとする。ただし、調達責任者が特別な理由があると判断したときは、3 回まで行うことができる。
- (2) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格を下回った者の内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ番号による自動決定方式をもって落札者を決定する。
- (4) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由）を当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

5 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合においては、落札者は、交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から 7 日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、契約締結権者が別に定めた期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本契約は契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、確定しないものとする。

6 契約条項

別添契約書（案）及び契約規程による。

7 その他必要な事項

- (1) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札者は、本入札説明書、仕様書及び契約書（案）を熟読し、内容を理解、遵守すること。

別記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 地方独立行政法人長崎市立病院機構 個人未収金回収業務委託
- (2) 件名の仕様 別添仕様書のとおり
- (3) 履行場所 別添仕様書のとおり
- (4) 履行期間 別添仕様書のとおり

2 入札参加者に必要な資格及び提出書類

- (1) 入札公告日において、弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第 4 条に規定する弁護士又は同法第 30 条の 2 に規定する弁護士である者または弁護士法人であること。（弁護士の資格を有することを証明する書類の写し）
- (2) 令和 2 年 4 月 1 日以降に、公的病院において、本件と同等又は同様の業務の受注実績があること。（契約書の写し（当該業務の業務名、病院等名、業務概要、契約期間が記載されていること。）

3 委託予定債権について

- (1) 初回委託予定債権の件数と金額 651 件、17,244,100 円
- (2) (1)のうち、発生からの経過年数が 5 年以上の債権の件数と金額 238 件、8,982,431 円
- (3) (1)のうち、発生からの経過年数が 5 年未満の債権の件数と金額 413 件、8,261,669 円
- (4) (1)のうち、過去に他の弁護士事務所等に委託したことがある債権の件数と金額 27 件、1,473,390 円